

第12次印西市交通安全計画（案）の概要

計画の性格等

根拠：交通安全対策基本法第26条
作成主体：印西市交通安全対策会議
計画期間：R8年度～R12年度

基本理念

人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心なまちの実現を目指します。

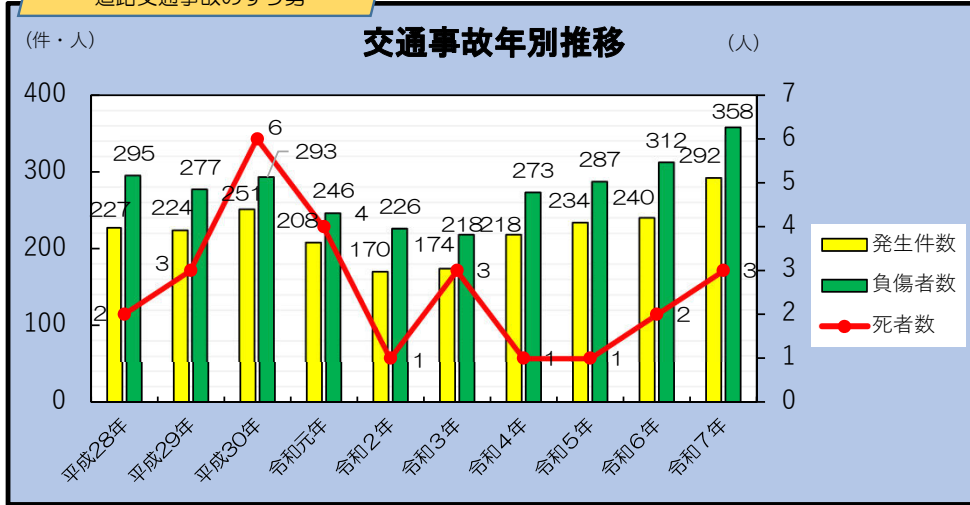
計画の目標

交通事故による死者数ゼロを目指します。また、負傷者数については、前年と比較し、着実に減らすことを目指します。

計画の推進体制

印西市交通安全対策会議を中心に、関係機関と連携し総合的、一体的な交通安全対策を推進。

道路交通事故のすう勢



市の道路交通における重点項目

- 重点項目1：悪質・危険な運転者対策の強化
- 重点項目2：高齢者の交通安全対策の強化
- 重点項目3：自転車の安全利用対策の強化

今後の道路交通安全対策の方向（8つの視点）

- 第1の視点 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
- 第2の視点 こどもの安全確保のための環境整備
- 第3の視点 歩行者の安全確保のための意識変容
- 第4の視点 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
- 第5の視点 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
- 第6の視点 生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保
- 第7の視点 外国人の交通安全対策の推進
- 第8の視点 地域が一体となった交通安全対策の推進

道路交通安全施策（8つの柱）

- 1 市民一人一人の交通安全意識の高揚**
 - 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - 自転車の安全利用の推進
 - 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 2 飲酒運転の根絶【新設】**
 - 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」環境づくり
- 3 安全運転の確保**
 - 運転者教育等の充実
- 4 道路交通環境の整備**
 - 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
 - 幹線道路における交通安全対策の推進
 - 交通安全施設等の整備事業の推進
 - 効果的な交通規制の推進
 - 自転車利用環境の総合的整備
 - 災害に備えた道路交通環境の整備
 - 総合的な駐車対策の推進
 - 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- 5 道路交通秩序の維持**
 - 交通の指導取締りの強化
- 6 救助・救急活動の充実**
 - 救助・救急体制の整備
 - 救急医療体制の整備
 - 救急関係機関の協力関係の確保等
- 7 被害者等支援の充実と推進**
 - 損害賠償の請求についての援助等
- 8 交通事故調査・分析の充実**
 - 交通事故多発箇所の共同現地診断
 - 交通安全施設の点検・維持の充実

踏切道における交通の安全

踏切道における交通安全の施策